

平成 22 年 3 月 15 日  
都市計画部長決定

## 加古川市路上違反広告物撤去活動に係る表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は加古川市の路上違反広告物の撤去活動（以下「撤去活動」という。）を通じて、都市景観の維持向上及び安全な交通の確保に著しく貢献したと認める者に対し表彰を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰対象は加古川市路上違反広告物除却の委任に関する要綱（以下「広告物除却委任要綱」という。）第3条に基づく路上違反広告物撤去活動団体（以下「活動団体」という）を対象とする。

### (表彰の対象となる活動)

第3条 表彰の対象は、活動団体が実施した撤去活動とする。

2 撤去活動は、広告物除却委任要綱第5条に規定する撤去活動報告書により確認するものとする。

### (表彰基準)

第4条 平成21年度及び平成21年から起算して、5年または5の倍数の年を経過したごとの年度に表彰を行うものとする。

2 表彰対象となる活動団体は、表彰を行う年度の1月1日を基準日とし、その基準日より過去5年間を対象として撤去活動の実績があった団体とする。

ただし、基準日の属する年度とその前年度において、活動団体が実施した撤去活動の実績を考慮する。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市計画部長が別に定める。